

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地球規模の諸問題への取組				番号	⑭					
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。							
予算科目					予算額						
会計	組織／勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号	2年度 当初予算額			3年度 概算要求額			
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		27,087,096			69,082,209		
	一般	在外公館	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		4,801			4,758		
	小 計				一般会計		27,091,897			69,086,967	
					<		>の内数	<		>の内数	
				特別会計							
					<		>の内数	<		>の内数	
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの											
	小 計				一般会計						
					<		>の内数	<		>の内数	
				特別会計							
					<		>の内数	<		>の内数	
合 計					一般会計		27,091,897			69,086,967	
						<		>の内数	<		>の内数
					特別会計						
						<		>の内数	<		>の内数

(千円)

施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

令和2年度事前分析表（モニタリング）

（外務省2-VI-2）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	<p>グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGsに係る以下の取組を推進する。</p> <p>1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。</p> <p>2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの実施にも貢献するものである。</p> <p>地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発協力大綱（平成27年2月10日 閣議決定） 国家安全保障戦略（平成25年12月17日 閣議決定） 平和と健康のための基本方針（平成27年9月11日 健康・医療戦略推進本部決定） 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和元年12月20日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） SDGsアクションプラン2020（令和元年12月20日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	66	58	76	115
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	△11	
		合計(a+b+c)	66	58	65	
執行額(百万円)	47	38	36			
同（分担金・拠出金）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	—	—	—	26,977
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	—	
執行額(百万円)	—	—	—			
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施予定時期	令和3年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
 - 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
 - 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) (注)の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。
- (注) 全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 193 回国会施政方針演説 (平成 29 年 1 月 20 日)
二 世界の真ん中で輝く国創り
- ・ 第 193 回国会外交演説 (平成 29 年 1 月 20 日)
グローバルな課題への一層の貢献
- ・ 第 3 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 29 年 6 月 9 日)
- ・ 第 72 回国連総会サイドイベント「UHC : 万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ (平成 29 年 9 月 18 日)
- ・ 第 72 回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説 (平成 29 年 9 月 20 日)
- ・ 「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ (平成 29 年 12 月 14 日)
- ・ 第 4 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 29 年 12 月 26 日)
- ・ 第 196 回国会外交演説 (平成 30 年 1 月 22 日)
- ・ 第 5 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 30 年 6 月 15 日)
- ・ 第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説 (平成 30 年 9 月 25 日)
- ・ 第 6 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 30 年 12 月 21 日)
- ・ 第 198 回国会施政方針演説 (平成 31 年 1 月 28 日)
五 戦後日本外交の総決算 (世界の中の日本外交)
- ・ 第 198 回国会外交演説 (平成 31 年 1 月 28 日)
- ・ 第 7 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (令和元年 6 月 21 日)
- ・ 「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ (令和元年 9 月 23 日)
- ・ 「SDG サミット 2019」における安倍総理大臣スピーチ (令和元年 9 月 24 日)
- ・ 第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説 (令和元年 9 月 24 日)
- ・ 第 8 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (令和元年 12 月 20 日)
- ・ 第 201 回国会施政方針演説 (令和 2 年 1 月 20 日)
六 外交・安全保障
(国際社会の課題解決)
- ・ 第 201 回国会外交演説 (令和 2 年 1 月 20 日)

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標 (一年度)

持続可能な開発目標 (SDGs) は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGs の推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。

平成 30 年度目標

年央の第 5 回 SDGs 推進本部会合、年末の同第 6 回会合及び平成 30 年 7 月の国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) 等のハイレベルの会議において、日本の SDGs の取組について効果的に発信することで、官民連携、地方創生、次世代・女性のエンパワーメントを 3 本の柱とする「SDGs アクションプラ

ン2018」に示される日本のモデルを更に強化・拡充することを目指す。

人間の安全保障については、国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

6月の第5回SDGs推進本部会合における「拡大版SDGsアクションプラン2018」（「SDGsアクションプラン2018（平成29年12月策定）」の取組を倍増させたもの）策定に続き、平成30年12月の第6回SDGs推進本部会合ではこれを更に倍増させた「SDGsアクションプラン2019」を決定し、日本のSDGsモデルの3本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）や平成30年10月のP4G（Partnership for Green Growth and the Global Goals 2030、注）サミットを始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本のSDGsに関する取組を発信した。（注：環境に優しい経済成長とSDGs実現のため、官民連携強化を目的として平成30年に設立されたネットワーク）

人間の安全保障への貢献という観点からは、平成30年度は、第7回日中韓サミット、日ウガンダ外相会談、日ベナン外相会談、第10回日本メコン地域諸国首脳会議等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。

また、平成31年2月28日にニューヨークの国連本部において、国連開発計画（UNDP）、国連人間の安全保障ユニット、ノルウェー、タイ及び南アフリカとの共催により、人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障25周年：SDGsの達成への貢献を基に」を開催し、人間の安全保障の概念普及に貢献した。シンポジウムの成果文書は国連ホームページで公表済みである。

令和元年度目標

- 1 令和元年は日本がG20、TICAD7を主催し、また9月には国連で初のSDGサミットが開催されるなど、SDGs達成に向けた重要な一年となる。この重要な年に、「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働し、叡智を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けた取組を加速化させる。
- 2 人間の安全保障については、平成31年2月の人間の安全保障シンポジウムの成果文書を踏まえ、人間の安全保障の概念の一層の普及を行っていく。
- 3 また、令和元年が国際労働機関（ILO）創設100周年である機会を捉え、シンポジウムを開催し、労働分野における日本の取組の優位性をアピールするとともに、ILOと日本政府の協力関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月の第7回SDGs推進本部会合における「拡大版SDGsアクションプラン2019」策定に続き、12月の第8回SDGs推進本部会合では「SDGs実施指針改訂版」及び「SDGsアクションプラン2020」を策定し、日本のSDGsモデルの3本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、6月のG20、7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）、8月のTICAD7、9月のSDGサミット、11月のG20外相会合を始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本のSDGsに関する取組を議論・発信した。

- 2 人間の安全保障への貢献という観点からは、令和元年度は、TICAD7及びUHCハイレベル会合政治宣言等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられたほか、G20大阪サミットやSDGサミットにおける総理大臣スピーチにおいて人間の安全保障について言及し、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。

また、10月には人間の安全保障基金を活用してガンビアで「地方における2030アジェンダの推進に関するフォーラム」が開催され、人間の安全保障に基づき、各国の国内において誰一人取り残さないための、地方におけるSDGsの推進について議論され、人間の安全保障の概念の普及に貢献した。

- 3 6月、ジュネーブで開催されたILO100周年記念関連シンポジウム「Seize the Future～Social Dialogue in the workplace for a Brighter Future～」に各加盟国からのILO総会参加者を中心に、約130名の聴衆を集め、適切なグローバル・サプライチェーンのあり方について内外の関心の高さをうかがわせた。ILO創設100周年という節目に、労働者の権利に配慮したグローバル・サプライチェーンの構築に関して、日本が政労使そろって取り組んでいる未来に向けた社会対話への真剣な姿勢にはILO事務局からも高い評価を得た。

令和2年度目標

- 1 令和2年度はSDGs達成に向けた「行動の10年」のスタートの年であり、SDGs実施指針改定直後の年というSDGs達成に向けた重要な1年となる。この重要な年に、「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働して英知を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けた取組を加速化させる。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記のとおり、令和2年度はSDGs達成に向けた重要な年であり、SDGs達成に直結する取組を日本が主導することが重要であるため。

また、日本が開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標（一年度）

- 1 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。
- 2 人間の安全保障基金へのドナー拡充を図る。

平成30年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比9件減の47件であった。この課程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 平成30年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、以下のとおりその全てについて国連機関を含む3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
 - (1) 「太平洋地域における気候変動・災害の影響を受けている移民とコミュニティに対する保護とエンパワーメントの推進」
国際移住機関（IOM）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国際労働機関（ILO）及び国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との共同実施
 - (2) 「ナイジェリアの遊牧民・農民抗争への対応における人道支援から長期的開発への移行」
国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連食糧農業機関（FAO）との共同実施
 - (3) 「モロッコにおける児童・若年層の難民及び移民に対する保護とエンパワーメント」
UNHCR、国連児童基金（UNICEF）及びIOMによる共同実施
 - (4) 「アルメニアの脆弱なコミュニティにおける人間の安全保障の向上と強靱な社会の構築」
UNDP、UNICEF、国連世界食糧計画（WFP）、IOM、FAO及び国連工業開発機関（UNIDO）による共同実施
- 3 平成31年2月、我が国がUNDP等と共催した人間の安全保障シンポジウム（ハイレベルイベント）において、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組み、同基金へ拠出することの重要性について確認された。

令和元年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。

- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比49件増の96件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和元年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、そのうち2件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
 - (1) 「和平合意後のコロンビアにおける人間の安全保障ビジネス・パートナーシップを通じた恒久的解決の改善と平和構築」
国連開発計画（UNDP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との共同実施
 - (2) 「ザンビアにおける持続可能な再定住を通じた人間の安全保障の促進」
国連開発計画（UNDP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）による共同実施
 - (3) 「カリブ諸国における人間の安全保障のための効果的な強靱性構築：強化された農業（農業・漁業関連小規模ビジネスを含む）におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメント」
国連女性機関（UN-Women）、国際労働機関（ILO）及び国連開発計画（UNDP）による共同実施。
 - (4) 「東ジャワ州における暴力的な過激主義の脅威とその人間の安全保障への影響への対処」
国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連開発計画（UNDP）及び国連女性機関（UN-Women）による共同実施。
- 3 令和元年度には、日本政府はノルウェー、ドイツ及びスイスとそれぞれ人間の安全保障基金へのドナー拡充について意見交換を行った。

令和2年度目標

- 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。
- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
 - 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
 - 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を測ることは、人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。

人間の安全保障の概念の普及には、諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と、予算規模に対して妥当とされる5件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、広報案件を除く全ての案件については、人間が直面する複合的な課題には複合的に対処すべきという人間の安全保障の理念を踏まえ、国連機関を始めとした固有の機能を有する3つ以上の国際機関による共同実施を確保する必要があるため。

人間の安全保障基金へのドナー拡充は、この概念の主流化の進展度合いを測る上で重要かつ有効であるため。

測定指標 1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

中期目標（--年度）

- 人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。
- 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を促進する。
 - 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
 - 3 「2017-2022の5か年で更に2,900万人の命を救う」とするグローバルファンドの5か年戦略目

標の達成等、同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行い、G 7伊勢志摩サミット、TICAD VI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。このため UHC 推進を議論する国際会議への積極的な参加等を通じ、UHC に対する国際的理解の促進を図るとともに、途上国が UHC を達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において、各国が UHC を推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう、価値を共有する国々との協力のもと、外交活動を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ支援を行い、G 7伊勢志摩サミット、TICAD VI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保し、SDGs 目標 3.3 (エイズ、結核、マラリア等の 2030 年までの根絶) の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 UHC に関連した取組状況

保健システム強化等につき、G 7伊勢志摩サミット、TICAD VI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針に基づき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。

具体的には、二国間支援として、保健サービス強化計画 (バングラデシュ)、母子手帳の配布や医療従事者の研修 (ブルンジ) などを実施し、開発途上国の保健システム強化に貢献している。特にバングラデシュの事例では、非感染性疾患 (NCDs) 検査機材供与や累計約 5,600 人の医師及び看護師への NCDs 対策研修、及び保健医療施設の増床や改築を通じ、検査能力が強化され、保健医療従事者の NCDs への理解が高まることで予防に係る生活指導が促進された。同時に、バングラデシュ国民の生活習慣の変化や、都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス改善に貢献した。

国際機関を通じた支援としては、グローバルファンド、WHO 等の国際機関と連携し、保健従事者の育成・研修、国や地方の保健行政の強化等、保健システムの強化に貢献している。

2 感染症対策

三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) の予防と対応、保健システム強化を実施するグローバルファンドに対し、3.48 億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して、1,900 万ドルの支援を実施した。これらの結果、グローバルファンドが掲げている目標 (2017-2022 年に 2,900 万人の命の救済及び 3 億例の新規感染症防止) 及び、Gavi の掲げている目標 (2016-2020 年に 3 億人への予防接種実施、500-600 万人の子供の命の救済) の実現に貢献した。9 月の国連総会において、結核ハイレベル会合が開催され、国連日本政府代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導した。政治宣言には、結核対策の強化、対策資金の確保 (2022 年までに予防・検査・治療等に年間 130 億ドルの動員を目指す)、研究開発の強化 (2022 年までに新薬などの研究開発に年間 20 億ドルを投じる) 等が明記された。

3 SDGs 目標 3.3 達成への貢献状況

三大感染症対策を実施するグローバルファンドへの支援については効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等につき理事会で再確認したほか、顧みられない熱帯病 (NTDs) や結核、マラリア対策のための医薬品等研究開発及び医薬品の普及を促進するグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT)、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金 (UNFPA) 及び国際家族計画連盟 (IPPF) への支援等を実施した。これら取組により、例えば、年間 9.2 万人のマラリアによる死亡者の減少等に貢献した。

令和元年度目標

- 1 UHC 実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行う。令和元年度に我が国が開催する G 20 や TICAD 7 の会議において国際保健を主要テーマの一つとして掲げ、UHC の達成に向けた取組を主導していく。また、9 月の国連

UHC ハイレベル会合に向け、日本が立ち上げた「UHC フレンズグループ」において、UHC への理解及び機運を高めるための意見交換会を主催するなどリーダーシップを発揮する。

- 2 エイズ、結核、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき国際機関と連携しつつ支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、UHC の推進に向け、6月のG20 大阪サミット及び8月の TICAD 7で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特にG20 大阪サミットでは、UHC 達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、9月には、国連で初めてUHC をテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア (PHC) の推進、感染症・非感染症疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全回一致で採択された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHC フレンズグループを立ち上げ、共同議長 (タイ及びジョージア) とともに宣言交渉を主導した。
- 2 感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。
具体的には、二国間支援として、医療機器整備支援 (タジキスタン) などを実施した。また、国際機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約 453 億円、Gavi に対し約 21 億円等の支援を実施し、三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) の予防と対応、保健システムの強化、ワクチンの普及と使用の促進等に貢献した。
- 3 また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行っている国際保健機関 (WHO) 、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 、国連児童基金 (UNICEF) 等の国際機関を経由した支援を実施した。

令和2年度目標

- 1 UHC 達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。G20 大阪サミット、TICAD 7で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。令和2年度に我が国が開催する「栄養サミット 2020」においては、UHC 達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC 達成に向けた取組を主導していく。
- 2 新型コロナウイルス及び、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

SDGs 実施指針において国際保健は柱の一つとなっており、そこで示された公約を着実に履行することが重要である。このため、G20 大阪サミット、TICAD 7、国連 UHC ハイレベル会合等で掲げた目標の達成に向けた具体的取組の進捗状況を確認しその成果を評価すべく、年度目標を設定した。特に令和元 (2019) 年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症対策は、現時点においても感染が拡大しており、感染症の予防・対策及び保健システムの強化、ワクチンや医薬品の開発・普及が極めて重要であるところ、その観点から上記目標を設定した。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数 (万人)

(出典：国連作成文書)	実績値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	38	267	21

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)		関連する 測定指標 行政事業 レビュー
	予算額計 (執行額) (単位：百万円)	当初予算額 (単位：百万円)	

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	事業番号
①人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務 (平成 23 年度)	日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催、人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。 これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の推進、効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2
	42 (29)	39 (23)	36 (22)	44	162
②人間の安全保障の実施と理念の普及 (*)	我が国が主導して平成11(1999)年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して、人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また、理念の普及面においては、本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは、国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。 上記取組により、その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し、能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるような社会づくりに貢献する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても、人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。				1-1 1-2 1-3
	-	-	-	-	-
③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策 (*)	UHCの推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進する。 上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。				1-3
	-	-	-	-	-
④適切なグローバル・サプライチェーンの構築に関するILOとの取組強化事業 (令和元年度)	国際労働機関(ILO)創設100周年の機会を捉え、ジュネーブにおいて政労使、有識者等を参集したシンポジウムを開催し、労働分野における日本企業等の取組の優位性をアピールするとともに、日ILO間の協力関係強化を図る。 本事業により、ディーセント・ワークの重要性に対する理解を促進し、具体的な取組例について共有すること等を通じ、SDGs(特に目標8)の達成に寄与する。				1-1
	-	-	8 (3)	-	163
⑤「大阪アップデート：持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の策定経費 (令和元年度)	G20開発作業部会では、平成28年以降毎年2030アジェンダを取り上げ、成果文書を策定してきている。同年には『SDGsに関するG20行動計画』を、平成29年にはG20による取組の進捗をフォローアップする『ハンブルグ・アップデート』を、平成30年も同様に『ブエノスアイレス・アップデート』を策定した。 令和元年は、日本が議長国として『大阪アップデート』を策定することにより、過去4年分のG20の取組を総括し、今後G20が果たすべき役割を示し、SDGs達成に向けた国際社会の取組に寄与した。				1-1

			25 (16)		165	
⑥G20 による 国連における SDGs 関連会合 開催経費（令 和元年度）	平成 30 年の G20 トロイカである独・アルゼンチンの要請を踏まえ、同年の G20 首脳会合において、「2019 年 9 月開催の初の首脳級 SDGs フォローアップ会合、及びその道筋をつける同年 7 月開催の国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて、過去 4 年分の G20 の取組を総括し、今後 G20 が果たすべき役割について発信する」旨に合意した。 これを踏まえ、令和元年 9 月の首脳級フォローアップ会合（SDG サミット）、及びその道筋となる 7 月（G20 大阪サミット直後）に開催される国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて、G20 による SDGs 関連会合を開催することにより、G20 による SDGs の取組及び日本のリーダーシップを発信した。					1-1
			22 (26)		166	
⑦国連地名専門 家グループ・エクソ ニム作業部会本 邦開催経費 （新規） （令和 2 年 度）	平成 29 年に国連地名専門家グループ（UNGEEN）のエクソニム（外生地名）作業部会の座長に就任した日本人専門家の下で、令和 3 年 5 月に開催される UNGEEN 会合に先立って開催される同作業部会を日本で開催する。 日本での同作業部会の開催を通じ、地名に関する技術的な議論に貢献し、UNGEEN での日本のプレゼンスの強化に寄与するとともに、地理空間情報を活用した防災の強化といった日本が推進する SDGs の達成に向けた取組に寄与する。					1-1
				6	新 02- 012	
⑧成長のため の栄養サミット （新規） （令和 2 年 度）	栄養サミットは、オリンピック・パラリンピックのホスト国が開催する、国際的な栄養改善に向けた取組を促進する会合。平成 25 年のロンドンでの栄養サミットでの成果文書に示された栄養改善目標の終了年となる令和 2 年、我が国において、東京栄養サミットを開催し、過去の成果をレビューし、令和 2 年以降のコミットメントを取りまとめることが国際的な強い要請となっている。 東京栄養サミットを通じ、政府、民間ほか国内外の幅広い関係者を動員し、世界の栄養課題解決に向けた効果的な行動計画及び国際的な協力体制の構築を目指すものであり、SDGs、UHC 双方の推進に寄与する。					1-1 1-3
				39	新 02- 013	
⑨エスカップ 基金（ESCAP） 拠出金（任意 拠出金） （昭和 52 年度）	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の地域委員会の一つであり、アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機関等との連携による事業の実施等により、各国における開発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。 エスカップ基金（JECF）への拠出を通じて、我が国が重視する防災や障害者支援に関する事業について、我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。 本拠出金による JECF を通じた支援の対象は、ESCAP が行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業であり、これらは、SDGs を推進し、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。					1-1 1-2
	3 (3)	3 (3)	133 (133)	3	293	
⑩国際連合工 業 開 発 機 関 （UNIDO）分 担 金	UNIDO の運営費、人件費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出（通常予算）に対する分担金を負担。UNIDO は、（1）開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、（2）専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、（3）開発途上国の工業化推					1-1 1-2

(昭和 62 年度)	進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、(4) 開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、(5) 工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資料収集、分析及び情報交換の促進、(6) 民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。 開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関である UNIDO に対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献する。また、日・UNIDO 間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。					
	1, 394 (1, 394)	1, 324 (1, 324)	1, 147 (1, 147)	1, 142	296	
⑩ 国際連合児童基金 (UNICEF) 拠出金 (昭和 27 年度)	UNICEF は子どものための活動 (教育、保健、衛生、子どもの保護等) を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために、保健、HIV/AIDS、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政策の提言、立案、実施等を支援する。UNICEF は、持続可能な開発目標 (SDGs) の多くの分野をカバーし、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。 我が国は、UNICEF に対する拠出を通じ、全ての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。 これは、SDGs の推進のみならず、UNICEF の高い知名度をいかした我が国の国際社会におけるプレゼンスの強化、日本企業との連携促進、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。					1-1 1-2
	8, 191 (8, 191)	7, 967 (7, 967)	11, 028 (11, 028)	2, 172	319	
⑪ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (平成 13 年度)	途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健システムを強化する。グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約 120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ 20%、結核 65%、マラリア 57% であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGs の達成及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義である。					1-1 1-3
	34, 675 (34, 675)	39, 000 (39, 000)	45, 306 (45, 306)	8, 000	321	
⑫ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (コア・ファンド) (昭和 41 年度)	UNDP は、国連内で開発に携わる計 32 機関からなる国連持続可能な開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDP は、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国は UNDP への拠出を通じて、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDP に対する発言力・影響力を確保することを目的とする。 UNDP は、「貧困の撲滅、不平等と排除の大幅是正」を目標として、持続可能な開発プロセス、包摂的で効果的な民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点分野とし、途上国のニーズに即した支援を 170 の国・地域で実施している。 UNDP コア・ファンドは UNDP の通常財源であり、特に後発開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本					1-1 1-2

	部・地域事務所・国事務所の運営費や人件費等に充当される。 これらは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				
	7,032 (7,032)	7,160 (7,160)	7,160 (7,160)	7,244	322
⑭国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金 (昭和46年度)	本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられる UNFPA コア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」に用いられる。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成にも資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力にとどまらず、ライフサイクルという視点から少子高齢化対策にも取り組む。これらは、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。	1-1 1-2 1-3			
	3,590 (3,590)	3,259 (3,259)	2,984 (2,984)	1,986	324
⑮国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和46年度)	CGIAR は国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、生産性改善を図ることにより、途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。 CGIAR 傘下の各研究センターは、開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業 (林業、水産業を含む) 研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には、一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつつ、農作物の遺伝資源の保存・評価、適正な品種の開発・提供、病虫害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、食料・農業政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の農業研修等を実施。その際、JICA や我が国民間セクターとの連携や、我が国研究者の参画を重視。 我が国は、設立以来、アジア先進国代表の理事国として、CGIAR の組織運営にも主導的に関与しており、我が国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ、各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR 傘下の研究センターには、日本人の若手・女性研究者の派遣を推進。 CGIAR を通じ、我が国が重視する政策内容を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業 (林業、水産業を含む) 研究を促進することに寄与している。(Science 誌の試算方法によると、我が国の研究者が貢献した「緑の革命」(コメ、小麦の品種開発) の経済効果は、平成 12 (2000) 年時点で約 5,000 億円とされるように、農業研究を通じた技術革新には、大きな経済的潜在価値がある。) 同機関への拠出は、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結する食料増産や開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、今後の東京栄養サミット開催に向けて、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、本拠出金を通じて農林水産分野に関連する気候変動、栄養改善、生物多様性等の横断的課題に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。	1-1			
	214 (214)	203 (203)	442 (442)	90	327
⑯国際家族計画連盟 (IPPF)	本拠出金は、世界約 170 か国において約 140 の加盟協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF の活	1-2 1-3			

拠出金 (昭和 44 年度)	動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して包括的・統合的な HIV 及び性と生殖に関する健康サービスや母子保健支援を行う「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にとって重要であり、IPPF を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画を含む性と生殖に関する健康サービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成に資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。					
	963 (963)	768 (768)	679 (679)	438	328	
⑰人間の安全保障基金拠出金 (平成 12 年度)	人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり、国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は、具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金である。 人間の安全保障基金は、人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して平成 11 年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）という相互補強的な 2 本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については、同基金を活用した広報資料の作成と発信、セミナー等の開催を支援する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。 同基金への拠出を通じ、「人間の安全保障」の知名度を高めることは、同概念を重視する日本のイメージと直結し、国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、グローバル化が進み、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に資する。					1-1 1-2
	781 (781)	988 (988)	767 (767)	599	329	
⑱Gavi ワクチンアライアンス拠出金 (平成 23 年度)	Gavi ワクチンアライアンスは、平成 12 (2000) 年に設立され、開発途上国を対象に、以下を目標とし、活動を行っている。 1 平等なワクチンの導入・普及と接種率の上昇の加速化 2 保健システム強化にあたり、その一部としての予防接種の効率性と有効性の向上 3 各国の予防接種プログラムの持続可能性の改善 4 ワクチン及び他の予防接種関連品の市場形成 Gavi ワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守ること、ひいては持続可能な開発目標達成に寄与するものであり、日本が重視する人間の安全保障やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。					1-1 1-2 1-3

	2,090 (2,090)	2,131 (2,131)	2,073 (2,073)	13	330
⑱国際連合人間居住財団 (UN-HABITAT) 拠出金 (任意拠出金) (昭和59年度)	<p>UN-HABITATは、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。</p> <p>同機関への拠出は、世界各地におけるプロジェクトの実施支援を通じ、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等、人間居住に係る課題の改善に貢献するものであり、これらの自然災害、紛争、貧困、環境汚染といった様々な脅威に対応することは、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				1-1
	1,110 (1,110)	1,601 (1,601)	1,276 (1,276)	9	331
⑳初等教育関係 (GPE) 拠出金 (平成19年度)	<p>教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE) (旧称FTI) は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、持続可能な開発目標 (SDGs) の教育分野の目標 (ゴール4) を全ての国が達成できるよう、支援対象国 (低所得国を中心とした68か国) が策定する教育セクター計画に基づき、GPE基金 (ドナーからの拠出金) から資金援助を行うとともに、各種能力構築支援を実施。</p> <p>我が国は GPE への拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に貢献するものであり、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				1-1
	115 (115)	361 (361)	91 (91)	70	333
㉑国際連合地域開発センター (UNCRD) 拠出金 (昭和46年度)	<p>地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上を実施。特に我が国も重視する環境に配慮した地域開発の観点から、環境省と連携して環境的に持続可能な交通 (EST)、3R (リデュース・リユース・リサイクル)、地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ (IPLA) について、アジア太平洋地域における政策の合意形成を図ることを目的とした事業を実施。</p> <p>具体的には以下の事業を実施する UNCRD の維持・運営を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 3 政策フォーラムの開催 4 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 5 関連する情報交流のネットワークの確立 <p>こうした取組は、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				1-1
	90 (90)	85 (85)	77 (77)	77	336
㉒国連防災機関 (UNDRR) 拠出金 (平成16年度)	<p>UNDRRは、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第2回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組 (HFA) は各国がその実施を要請されており、UNDRRはその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また、その後継枠組にあたる「仙台防災枠組2015-2030」は、平成27年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議において、コンセンサスで採択された。我が国は、防災大国としての経験・知見をいかし、国際防災協力を積極的に進めつつ、同事務局の活動を支援している。</p>				1-1

	<p>UNDRR を通じて、以下の活動を実施することにより、主に途上国における災害による被害の軽減に寄与する。</p> <p>1 第3回国連防災世界会議（於：仙台）で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」の推進及びそのフォローアップ</p> <p>2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化</p> <p>3 防災に係わる知識・情報の共有（「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む）</p> <p>UNDRR への拠出を通じ、これらの防災の取組に貢献することは、防災先進国である日本に対する国際社会からの期待に応え、国連及び国際社会におけるプレゼンスの向上につながっている。また、気候変動の影響により災害が激甚化している中、本拠出金を通して、防災の意識を高め、防災の取組を推進することにより、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>					
		476 (476)	485 (485)	485 (485)	494	343
②③国際連合ボランティア計画 拠出金（日本 UNV 協力事業） （平成 6 年度）	<p>国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立された UNV の活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し、我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。</p> <p>途上国において、その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣（ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ）。</p> <p>我が国の SDGs の推進、取り分け防災、保健、女性等、国際的な関心が高まっている支援分野において、本拠出金により専門性を有する邦人を UNV として派遣することで、国際社会における我が国のビジビリティを一層強化することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>					1-1
		20 (20)	19 (19)	12 (12)	9	345
②④国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金（パートナーシップ基金） （平成 15 年度）	<p>国連持続可能な開発グループ（開発関連機関 32 機関で構成）の副議長を務め、開発分野の中核的機関である UNDP の高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。日・UNDP パートナーシップ基金は、我が国が UNDP との効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として、平成 15（2003）年に設置したもので、特に、我が国が重視する開発課題や事業に対して使途を特定する形で拠出するもの。本基金は日本からの拠出のみによって運営されており、特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上させ、日本人職員の増強に貢献し、もって日本と UNDP とのパートナーシップを強化する。</p> <p>我が国と UNDP との共通の重点分野である、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成、人間の安全保障、防災、女性のエンパワーメント、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的かつ効率的に実施する。特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を主に実施しており、これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>					1-1 1-2
		7,800 (7,800)	7,977 (7,977)	6,528 (6,528)	216	350
②⑤世界野菜センター (WorldVeg) 拠出金 （昭和 46 年度）	<p>世界野菜センター（アジア野菜研究開発センターから平成 20（2008）年に改称。略称は WorldVeg を維持）は、開発途上国の貧困削減のため、野菜（野菜）類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。WorldVeg による以下の活動及びこれを支える WorldVeg の運営経費を支援する。</p>					1-1

	<p>(1) 研究活動(品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2) 現場出張サービスプログラムの実施、(3) 遺伝資源の保存、(4) 種子の配布、(5) 開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6) 訓練コースによる研修生教育、(7) 情報提供サービス等。</p> <p>本事業は、WorldVeg の事業を支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献する。また、事業実施においては、我が国民間セクターが参画し、WorldVeg が保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。</p> <p>同機関への拠出は、栄養価の高い野菜を中心とした開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結し、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、この先の東京栄養サミット開催に向けて、栄養改善に対する関心が高まるなか、栄養価の高い野菜を専門分野とする WorldVeg に支援することは、栄養改善に対して我が国があらゆる方面から網羅的、積極的に貢献していることを国際社会にアピールすることにつながる。</p>				
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	351
②⑥ 国際連合訓練調査研究所 (UNITAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 40 年度)	<p>UNITAR は訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする (UNITAR はジュネーブ本部のほか、ニューヨークと広島に事務所を設置)。</p> <p>UNITAR は SDGs の推進を最大の目標に掲げ、SDGs の 4 つの柱 (①People、②Prosperity、③Planet 及び④Peace) に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練、研修事業等を実施し、途上国等の行政官等の能力向上、人材育成に貢献。毎年約 600 の研修、ワークショップ、e ラーニングコースを実施している。特に、広島事務所では、これらの重点分野を踏まえ、広島の特性・資源をいかした、平和構築、軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。</p> <p>UNITAR のアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の適切な実施を支援することで、防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している。これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>				
	167 (167)	180 (180)	101 (101)	41	352
②⑦ 国際連合プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) 拠出金 (任意拠出金) (平成 22 年度)	<p>アフリカ地域や中東地域等において、国内や周辺国の紛争や自然災害等の影響を受け発生した難民や国内避難民支援、治安の安定化支援等、緊急人道・復興支援を主に実施する。紛争地域等で事業実績を有する UNOPS を活用し、同地域における我が国の二国間援助を補完し、更なる効果を発現する事業を実施する。</p> <p>UNOPS は、人道、平和構築、開発支援の分野において、インフラ整備や調達等のサービスを通じ、安全確保や治安維持等の社会安定化に貢献する。</p> <p>これらの取組に貢献することは、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな課題の解決に取り組み、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>				
	1,804 (1,804)	1,994 (1,994)	923 (923)	0	358
②⑧ 国際連合工業開発機関	<p>本拠出金は、開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関 (UNIDO) の事業に活用される。紛争地域における社会安定化支援とし</p>				
				1-1 1-2	1-1 1-2

<p>(UNIDO) 拠出金 (昭和 62 年度)</p>	<p>て、リベリアで脆弱な人々及びコミュニティの生活を改善することによる社会安定化の促進を目的として、多国籍企業と緊密に連携しつつ技術及び職業訓練を提供する。南スーダン、ガボンでは、食の質及び安全の向上のための研修や評価の実施、バリューチェーンの構築等を実施することにより、両国で喫緊の課題となっている食料安全保障の強化を行う。また、食料や雇用の不足等の問題が深刻であるレバノン、イラク、シリアにおいて、中小・零細企業への支援や職業訓練所の復興・再建や就職支援を通じて、国内避難民の帰還の支援や社会の安定化と経済的強靱性強化を促進する。さらに、イラン、パレスチナにおいて、選定された産業セクターの競争力向上やバリューチェーンの開発等を行うことで、雇用機会の創出・改善や市場拡大に貢献し、社会安定化を促進する。</p> <p>これら事業を通じて、サブサハラ・アフリカ及び中東・北アフリカにおける人道・テロ対策・社会安定化に貢献するとともに、開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも寄与する。</p> <p>これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>	
	<p>575 (575)</p> <p>654 (654)</p> <p>70 (70)</p> <p>433</p>	<p>359</p>
<p>②9 世界保健機関 (WHO) 拠出金 (任意拠出金) (平成 28 年度)</p>	<p>WHO は、昭和 21 (1946) 年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章 (1948 年 4 月 7 日発効) によって設立され、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第 1 条) を目的に掲げている。</p> <p>主要事業は、</p> <p>(1) 医学情報の総合調整</p> <p>(2) 国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動</p> <p>(3) 保健事業の強化についての世界各国への技術協力</p> <p>(4) 感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進</p> <p>(5) 保健分野における研究の促進・指導</p> <p>(6) 生物学的製剤及び類似の医薬品、食品に関する国際的基準の発展・向上となっており、我が国は WHO の活動に対し、財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか、我が国が実施する技術協力等の現場において、WHO との協調・連携を図っている。平成 28 年の G 7 伊勢志摩サミットで我が国が議長国としてリードした国際保健の更なる発展のために、本拠出金による協力は必要不可欠であり、我が国の国際保健外交戦略に合致する。</p>	<p>1-3</p>
	<p>1, 230 (1, 240)</p> <p>1, 378 (1, 378)</p> <p>470 (470)</p> <p>0</p>	<p>360</p>
<p>③0 国際機関評価ネットワーク (MOPAN) 拠出金 (平成 26 年度)</p>	<p>国際機関に対する主要な拠出国である MOPAN 参加国 (令和元年 7 月現在 18 か国) が、MOPAN を通じて、合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を、組織の効率性を示す 5 分野 12 指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことによって、改善の経過を追う。平成 26 年まで、年間 4～6 機関を対象としていたが、平成 27 年から、2 年間で 12～14 機関を対象とする体制に移行 (主に 1 年目文献調査、2 年目裨益側及び国際機関本部へのインタビュー等)。ただし、平成 31 (令和元) 年からは再度年間 7～10 機関を対象にアセスメントを実施する体制に移行。</p> <p>MOPAN アセスメントは、一連の活動を通し、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図している。MOPAN アセスメントを実施することで、国際機関との対話を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となり、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	<p>1-1</p>

	14 (14)	14 (14)	14 (14)	24	361
③①国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金 (平成 27 年度)	<p>国際農業開発基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供することにより、所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関（設立協定第2条）。平成 27 年度は補正予算により、不測の事態への緊急的な対応として、概要以下の事業を実施。</p> <p>1 ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入れコミュニティに対して、食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。</p> <p>2 エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で、種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに、エボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。</p> <p>上記 1 の事業については、ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入れコミュニティの強靱性向上、また上記 2 の事業については、エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため、エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築に寄与する。</p>				1-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	367
③②国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT)) (平成 24 年度)	<p>顧みられない熱帯病 (NTDs) 等の途上国を中心に蔓延する疾病は、先進国において需要が少ない等の理由から、治療薬等の開発が十分になされておらず、また、これら技術を導入するための体制が途上国において構築されていない。そのため、官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) を通じ、国際的な対応が求められている疾病についての研究開発を促進するための支援を行うと同時に、国連開発計画 (UNDP) を通じて革新的な技術・製品がこれらを必要とする途上国の人々にいち早く届けられるよう、医薬品規制当局のキャパシティビルディングなどを行う。</p> <p>この支援を通じて、途上国における当該疾病の患者、死亡者数の減少に寄与し、日本が重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。</p>				1-1 1-3
	1,800 (1,800)	1,830 (1,830)	400 (400)	400	368
③③UHC2030 拠出金 (任意拠出金) (平成 28 年度)	<p>保健分野の国際連携枠組みである国際保健パートナーシップ (IHP+) は、平成 28 (2016) 年に持続可能な開発目標 (SDGs : 3.8 UHC の達成) の達成に貢献することを目的として拡大・強化された「International Health Partnership for UHC2030」(略称 : UHC2030) に移行し、以下を目標として活動を行っている。</p> <p>1 政治的なモメンタムの強化</p> <p>2 保健システム強化と UHC についての共通理解形成</p> <p>3 UHC 取組のモニタリング</p> <p>持続可能な開発目標に定められたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組むことは、人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安定化につながるものとして不可欠であり、また、感染症等のグローバルなリスクから国民を守る上でも重要である。</p> <p>これらの取組に貢献することは、「平和と健康のための基本方針」にも記載のある「UHC の実現を目指す」という政策目標に合致する。</p>				1-1 1-3
	0 (0)	169 (169)	128 (128)	97	371
③④国際労働機関 拠出金 (任意拠出金)	<p>本拠出金は、国際労働機関 (ILO) を通じて、急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビア、急増する難民及び受入れコミュニティの人間の安全保障の強化を要するモーリタニア及びサイクロン・インダイによ</p>				1-1 1-2

(平成 29 年度)	る甚大な被害が発生し道路アクセスの改善が急務となっているモザンビークにおいて、緊急支援として、インフラ整備を通じた若者の雇用創出、職業訓練等を行うもの。 同機関への拠出を通じ、ガンビア、モーリタニア及びモザンビークにおけるインフラの再建の促進、社会安定化及び持続的な平和構築に寄与するとともに、若者、女性、難民等の適切な雇用の創出及びディーセント・ワークの実現といった分野を中心に我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。					
	110 (110)	112 (112)	60 (60)	0	379	
③⑤ 国際医薬品 購入ファシリ テ イ (UNITAID) 拠 出金 (平成 30 年度)	本拠出金は、多剤耐性結核治療における新しい治療法の確立を目指し、大塚製薬の多剤耐性結核治療薬（デラマニド）を用いた臨床試験を行い、実証データを収集し、その効果の分析を行うもの。多剤耐性結核は国際的に緊急性の高い疾患であり、人道の観点からも効果的な治療方法を迅速に開発して導入する必要があるため、日本の技術を通じた貢献が期待される。日本からは平成 30 年度に初めて拠出した。 本拠出により、エイズ・結核・マラリア・顧みられない熱帯病（NTDs）などの医薬品研究開発やアクセス改善を通じて、質の高い医薬品の安価かつ迅速な途上国への供給に寄与する。 これは、我が国の平和と健康のための基本方針に基づく政策目的に合致し、SDGs 及び UHC の推進に寄与する。					1-1 1-3
	—	112 (112)	0 (0)	110	386	
③⑥ 国連開発シ ステム改革支 援 (平成 30 年度)	本拠出金は、グテーレス国連事務総長が主導している（1）平和への取組、（2）開発、（3）マネジメントの3分野での国連改革に関し、開発分野における国連開発システム改革、取り分け国連常駐調整官（RC）システム改革を後押しし、新制度の円滑な立ち上げを支援する。 これにより、国際社会において国連加盟国としての責任を果たすとともに、開発分野において現場レベルでの国連機関側の効率性と一貫性を改善させることに寄与する。					1-1
	—	829 (829)	0 (0)	0	387	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力を積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議で発表）
- ・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
- ・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協カイニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議で発表）
- ・仙台防災協カイニシアティブ（フェーズ 2）（令和元年 6 月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
六 外交・安全保障
（国際社会の課題解決）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

平成 30 年度目標

- 1 国連環境計画（UNEP）
引き続き、各国と協力して、UNEP の運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。
- 2 生物多様性条約
生物多様性条約 COP14 等での議論に積極的に貢献する。
- 3 化学物質及び廃棄物管理
化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連環境計画（UNEP）
9 月、ソールハイム事務局長が訪日した際、日 UNEP 政策対話を開催し、我が国との関係強化のための方策について議論したほか、平成 31 年 3 月にナイロビ（ケニア）において、第 4 回国連環境総会（UNEA4）が開催され、地球環境問題における重要課題について議論が行われた。UNEA4 にて、特に注目度が高かった海洋プラスチックごみ問題について、我が国は、ノルウェー、スリランカとともに、「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」案を提案し、議論をリードした結果、同決議は全会一致で採択された。また、化学物質・廃棄物、生態系、UNEP の管理運営等に関する決議案や閣僚宣言の検討にも積極的に参加し、合意形成に貢献した。
また、海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、平成 31 年 3 月に、東南アジア及びインドにおいて最適なプラスチックごみの排出防止策を実現するための UNEP の取組（流出源・経路の特定やモニタリング手法の確立等）を支援するため、我が国から、1 億 2,300 万円の拠出を行った。
- 2 生物多様性条約
10 月、ロンドン（英国）で「第 4 回野生動植物の違法取引に関する国際会議」が開催された。我が国からは、阿部外務副大臣が出席し、国際的に特に関心の高い象牙の違法取引対策について、国内の取組の推進及び途上国支援をコミットメントとして表明し、この問題への取組に対する国際的

機運を高めることに貢献した。

同月、ドバイ（アラブ首長国連邦）でラムサール条約第 13 回締約国会議（COP13）が開催され、潮間帯湿地の保全、気候変動に関する決議等が議論され、我が国もこれらの議論に貢献した。また、COP13 の開催に合わせて、宮城県志津川湾と東京都葛西海浜公園の二つの湿地が新たにラムサール条約湿地として登録された。

11 月、シャルムエルシェイク（エジプト）で生物多様性条約 COP14、カルタヘナ議定書第 9 回締約国会合（MOP9）及び名古屋議定書 MOP3 が開催され、2020 年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、73 本におよぶ決定が採択された。

3 化学物質及び廃棄物管理

11 月、ジュネーブ（スイス）で水俣条約 COP2 が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、アジア太平洋地域のビューロー（理事国に相当）として条約の円滑な運営に貢献したほか、技術的事項に係る決議案 3 本を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

4 その他

海洋プラスチックごみ問題について、6 月の G 7 シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣は、この問題に開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があるとあり、G 20 大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明した。また、11 月の ASEAN+ 3（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+ 3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で我が国は、中国や韓国とも連携し、「3 R」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことになった。同月の日 ASEAN 首脳会議においても安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

令和元年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

引き続き、各国と協力して、UNEP の運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性

関係省庁と連携し、ワシントン条約 COP18 等での議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

4 海洋プラスチックごみ問題

G 20 大阪サミット等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

アンダーセン事務局長が国連総会（ニューヨーク）や第 3 回水俣条約締約国会議（ジュネーブ）に出席した機会を捉え、我が国出席者と UNEP の運営の改善や我が国との関係強化のための方策等について意見交換を行った。

また、世界的な課題として認識されている海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、令和 2 年 3 月に、アジア地域におけるプラスチックごみの排出防止策を実現するための UNEP の取組（流出源・経路の特定や対策の効果の査定等）に我が国から 6 億 2,700 万円、また UNEP 国際環境技術センター（IETC）による環境上適正な廃棄物管理・処理技術支援に 1 億円を支出して支援した。

2 生物多様性

8 月、ジュネーブで第 18 回ワシントン条約締約国会議（COP18）が開催され、ワシントン条約の附属書が改正されたほか、我が国にとっても関心の高い象牙の国内市場について議論が行われ、我が国代表団も積極的に議論に参加した。

8月及び令和2年2月、ナイロビ（ケニア）及びローマ（イタリア）で生物多様性条約ポスト2020生物多様性枠組公開作業部会が開催され、令和2（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、効果的かつ効率的な枠組及びその実施の設計に貢献した。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、日本はホスト国として事務局と加盟国間の調整役を担ったり、組織に資する提案を行ったりするなど活動推進に積極的に貢献した。

3 化学物質及び廃棄物管理

4月から5月にかけてバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約三条約の合同締約国会議が開催され、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用や、条約事務局の活動計画・予算、条約遵守メカニズム等の検討に参画した。また、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑な運用を実践した。

また、11月、ジュネーブ（スイス）で水俣条約 COP3 が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、条約の円滑な運営に貢献したほか、水銀の規制にかかる技術的内容について欧州連合と共同で決議案を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

4 海洋プラスチックごみ問題

6月、我が国は、G20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみ問題を主要議題の一つとして取り上げ、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめる等、リーダーシップを発揮した。また、我が国は、同サミットの機会に、独自の取組として、途上国における廃棄物管理の向上を目的とし、ODAなどを活用して、①廃棄物管理（Management of Wastes）、②海洋ごみの回収（Recovery）、③イノベーション（Innovation）、④能力強化（Empowerment）を支援する「マリーン（MARINE）イニシアティブ」の立ち上げを表明した。

令和2年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、国連環境総会の場を活用するなどして、UNEPと連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性

令和2（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）及びその実施が、効果的かつ効率的なものになるよう、関係省庁とともに、関連する議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

4 海洋プラスチックごみ問題

国連海洋会議等の機会を通じて、国際社会に対して「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有を呼びかけ、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働きかけを行うことが重要であるところ、関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな課題である海洋プラスチックごみ問題を含め、地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であり、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

平成30年度目標

- 1 平成 30 年は、パリ協定の実施指針を策定することが決定されており、これに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献する。
- 2 我が国が議長国を務める令和元年 G20 サミットを見据えて、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金 (GCF) や二国間クレジット (JCM) 制度を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。
- 4 平成 29 年 12 月の気候変動サミットで河野外務大臣が平成 30 年中の開催を発表した気候変動と脆弱性の国際会議を成功させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 12 月に開催された COP24 では、パリ協定の実施指針が採択された。令和 2 年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針採択は、パリ協定のモメンタムを維持し、世界全体で気候変動対策を進めていく上で非常に重要な成果であった。内容面でも、パリ協定の精神を貫徹し全ての国に共通のルールに合意し、透明性・実効性の高いものと評価できる。我が国は、各議題で具体的なテキスト案を提案する等、積極的に交渉を行い、実施指針採択に貢献した。
- 2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会 (CSWG) 第 1 回会合を平成 31 年 2 月に東京で開催。国際機関等の知見・経験を参加国と共有しつつ、G20 として気候変動に関連する幅広い議題について議論した。また、一般公開セッションでは、一般参加者も参加した活発な議論を行った。同会合では、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動への適応策として必要な対応穀物の開発等について我が国が行っている伝統的な知恵の活用や、気候変動対策の進展に有効な日常の取組、様々な主体が連携して取り組むことの大事さといった、今後政策に取り込んでいくべき重要な考え方が示された。
- 3 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与してきた。GCF においては、これまでに 102 件の案件を承認した (平成 31 年 2 月末時点)。また日本が約束した 15 億ドルについては、4 回に分けて抛出国債を発行することとしており、12 月末までに計 4 回の発行を終了した。さらに、平成 30 年度には、長らく未解決となっていた GCF の正式な資金管理機関 (トラスティ) の選定について、我が国理事が選定委員として関与し、国際復興開発銀行への決定に貢献した。また、GCF の増資プロセスの開始が決定される等の進展がみられた。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。
JCM については、我が国企業や自治体と連携して 130 件以上 (うち平成 30 年度に 30 件を新規開始) の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。平成 30 年も、モンゴル、ベトナム、パラオ、インドネシア及びタイの JCM プロジェクトからクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げている。
途上国支援については、平成 27 年から平成 28 年の 2 年間において、約 233 億ドルの気候変動に係る支援を実施し、平成 25 年から平成 26 年の 2 年間における実績 (約 200 億ドル) と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。平成 29 年及び平成 30 年実績については、令和 2 年 1 月 1 日までの国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局への提出に向けて集計中である。
その他、気候変動対策に関する国内外の機運を高めるため、8 月、気候変動対策に取り組む企業のネットワークである日本気候リーダーズパートナーシップ (Japan-CLP)、自治体によるネットワークであるイクレイ日本、NGO の Can-Japan 等との連携による国際シンポジウムの開催等を行った。
- 4 7 月に東京において「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催し、130 名以上の参加を得た。同会議では、国内外の政府関係者・国連機関職員のほか、気候変動や安全保障に関する専門家や企業・投資関係者、研究者、市民団体のメンバーなど幅広い参加者が、気候変動が国家の脆弱性に与える影響や今後生じうるリスクに対する有効なアプローチ等について活発な議論を行い、アジア・大洋州における気候変動と脆弱性について様々な視点から検討・討議する良い機会となった。

令和元年度目標

- 1 パリ協定の実施指針について、COP25 で継続して検討されることになった市場メカニズムを含めた全内容の令和元年中の採択を目指し、交渉に貢献する。
- 2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会や同適応ワークプログラムの開催を通じ、気候変動分野において主導力を発揮していく。

- 3 緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月に開催された COP25 では、COP24 で合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針等に関する交渉が行われた。我が国は、首席交渉官・専門家レベルの技術的な交渉に加え、小泉環境大臣が精力的に二国会談及び閣僚級の交渉に参加して議論をリードし交渉に貢献した。市場メカニズムについて、議論は一定程度進捗したものの、技術的論点に加え、各国の利害が絡み合う政治的な側面もあり、すべての論点について完全に合意するには至らなかった。今会合の成果も踏まえ、COP26 での採択に向けて、引き続き議論に貢献していく。また、各国との二国会談、政府代表ステートメント、サイドイベントなどあらゆる場面において、温室効果ガス排出量を5年連続で削減している実績や、非政府主体の積極的な取組等の我が国の実績や取組を積極的に発信した。
- 2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会（CSWG）第2回会合を4月に長野で、第3回会合を6月に横浜で開催した。また、同適応ワークプログラム関連会合第1回を10月に横浜で、第2回を11月にタイで開催した。CSWG では、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動等の地球規模課題に対応するためには、非連続的なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」を形成することが重要であることを各国と共有した。これを踏まえ、適応ワークプログラム関連会合では、民間企業等の知見・経験の共有を得ながら、気候変動への適応分野におけるビジネスの貢献について焦点を当てた活発な議論を行った。
- 3 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与した。GCF はこれまでに 129 件の事業を承認し（令和2年3月末時点、うち令和元年度は29件）、これにより、約16億トンの CO2 排出量削減と約3.5億人の裨益が見込まれている。また、日本は初期拠出（2015-2018年）における15億米ドルの拠出に続き、10月の GCF 第1次増資ハイレベル・プレッジング会合では、GCF の活動状況に応じて最大15億米ドルを拠出する意向である旨表明した（日本の累積拠出規模は、英国に次いで第2位）。第1次増資については、これまでに我が国を含む29か国が総額約98億米ドルの拠出を表明している（令和2年3月末時点）。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCM については、我が国企業や自治体と連携して160件以上（うち令和元年度に27件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。令和元年も、ベトナム、モンゴル、モルディブ、タイ、インドネシア、カンボジア、サウジアラビアの JCM プロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げている。

途上国支援については、平成29年から平成30年の2年間において、約250億ドルの気候変動に係る支援を実施し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局にその実績を報告した。平成27年から平成28年の2年間における実績（約233億ドル）と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。

企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施したほか、「日本気候リーダーズパートナーシップ」（JCLP）にパブリックパートナーとして参加するなどしており、気候変動対策には、政府のみでなく、非国家主体の取組が重要であるとの観点から、引き続き積極的に連携を行っている。

令和2年度目標

- 1 COP26 における気候変動交渉（透明性枠組み、気候資金、市場メカニズム等）に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。
- 2 緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和2年から、温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定の運用が本格的に開始される。日本のこれまでのCOPや関連会合における貢献も踏まえて、パリ協定の目標達成に向けて、気候変動外交を一層加速させていく必要があり、その進捗ぶりを評価することが重要であるため。

気候変動分野で我が国がいかに主導力を発揮しているかを評価する上で、具体的な取組である緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット制度（JCM）、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等、異なる分野、手段での取組を有機的につなげ、オールジャパンでの気候変動問題への解決への貢献ぶりを分析することが重要であるため。

測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（--年度）

第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組（2015-2030）を達成するため、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を活用し、各国における「防災の主流化」を推進する。

平成30年度目標

第3回国連防災世界会議で発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針を踏まえつつ、引き続き我が国主導による各国の「防災の主流化」を推進する

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、防災協力の実施を進め、「2015年から2018年までの4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施」するという目標を達成した。

（実績値：2015年から2018年までの4年間で計50億ドルの協力、7.8万人の人材育成を実施）

また、G20大阪サミットの開発作業部会の開催と合わせ平成31年3月に防災サイドイベントを実施するとともに、世界各地での防災訓練や、「『世界津波の日』2018高校生サミット in 和歌山」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。さらに、9月にインドネシア・中部スラウェシ州地震の発生後、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

令和元年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ」の後継となる新たなイニシアティブを策定し、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行う。

「世界津波の日」の普及啓発を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

6月のG20大阪サミットの際に、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表。同イニシアティブに基づき、防災先進国として、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靱化に貢献すべく、洪水対策等により、2019～2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援等の実施に着手した。また、防災研修及び世界各地での防災訓練の実施や、「『世界津波の日』2019高校生サミット in 北海道」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

令和2年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力をを行うと併に、「世界津波の日」の普及啓発活動を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

仙台防災枠組の達成及び各国の「防災の主流化」を一層推進するために、令和元年に発表した日本のイニシアティブである「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を着実に推進するとともに、日本が主導し国連で制定された「世界津波の日」の普及啓発活動を継続的に実施し、その進捗状況を検証することが必要のため。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）			
(出典：UNISDR ANNUAL REPORT)	実績値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	99	109	111

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万 円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進 (平成 27 年度)	<p>1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を行う。これを通じ、地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。</p> <p>2 国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種会合に反映させる。また、我が国がホストした第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靱な世界の実現に寄与する。</p>				2-1 2-3
	—	—	—	—	—
②地球環境問題への取組 (平成 13 年度)	<p>我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため、国内外の政治、経済、国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で、地球環境行動会議（GEA）国際会議を隔年で開催する。</p> <p>本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。</p>				2-1
	7 (7)	0 (0)	12 (0.9)	0	168
③気候変動問題への取組 (平成 21 年度)	<p>「パリ協定」の着実な実施に向けて、国際社会における気候変動交渉を主導し、COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。</p> <p>これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の実施に寄与する。</p>				2-2
	7 (5)	7 (8)	6 (6)	6	167
④北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)政府間会合開催 (平成 8 年度)	<p>NOWPAPメンバー国である日本、中国、ロシア、韓国が持ち回りにより、NOWPAP事業の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境の保護と管理に関する活動等に関する協議を行う政府間会合を年に1回開催する（日本開催は4年に1回）。</p> <p>本件会合を通じ、周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理の推進に寄与する。</p>				2-1
	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)	0	169
⑤気候変動と脆弱性の問題への取組 (平成 30 年度)	<p>気候変動と脆弱性に関する国際会議を主催し、アジア・大洋州地域の国々を中心に専門家等の参加を得て議論を行う。</p> <p>本会合を通じ、気候変動が安全保障を始めとした様々なリスクにどのように影響を及ぼしているかにつき、議論を深め、国際的な気候変動対策の推進に貢献する。</p>				2-1

	-	7.7 (6.4)	7.5 (0.1)	6.4	170
⑥G20 適応及び気候強靱性ワークプログラム関連会合経費（令和元年度）	我が国がG20 議長国として、G20 ハンブルク行動計画において実施を義務づけられた「適応及び気候強靱性に関するワークプログラム」会合を開催した。特に、日本がG20 において適応及び気候強靱性に関する議論を主導し、G20 としてまとまったメッセージを発出することで、令和2（2020）年に向けた気候変動に関する機運を醸成するための機会とする。これにより、上記の目的及び民間資金の動員という国際的な気候変動対策における課題解決に寄与した。				
	-	-	69 (56)	0	171
⑦G20 気候持続可能性作業部会開催経費（令和元年度）	G20 各国から気候変動を担当する実務者が参加する作業部会を令和元（2019）年に議長国として開催した。①自国が決定する貢献（NDC）と長期戦略のデザイン、②適応、③気候資金、といった継続テーマに加え、日本が重視している④イノベーション、⑤非国家主体との連携の気候変動対策の5つの柱を軸に作業部会のセッションを構成するほか、多くの知見を得て充実した議論を行う観点から、それぞれのセッションに対してプレゼンターを国際機関等から招へいする。また、作業部会においては、一般参加も可能な形でセッションをアレンジし、発信していく。これにより、我が国主導による気候変動問題の解決に寄与する。				
	-	51 (43)	78.3 (47)	0	172
⑧海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費（新規）（令和2年度）	G20 大阪サミットの海洋プラスチックごみに関する成果に沿って、海洋プラスチックごみ問題への取組の推進に対する官民の機運を高めるためのイベントを行うもの。本イベントを通じ、国際社会における海洋プラスチックごみ対策の推進に寄与する。				
	-	-	-	8	新 02-014
⑨気候変動枠組条約（UNFCCC）拠出金（義務的拠出金）（平成5年度）	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の加盟国として義務づけられている拠出金である。UNFCCC 事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。				
	218 (218)	233 (233)	288 (288)	271	299
⑩生物多様性条約拠出金（義務的拠出金）（平成5年度）	本拠出金は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づき決定される。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実施している。本拠出金を通じて我が国は、地球環境での生物多様性の保全に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
	199 (199)	172 (172)	176 (176)	148	300

⑪気候変動枠組条約（京都議定書）拠出金（義務的拠出金）（平成17年度）	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約（UNFCCC）京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。				2-2
	118 (117)	125 (82)	68 (34)	0	301
⑫国際熱帯木材機関（ITTO）分担金（昭和59年度）	本分担金は、国際熱帯木材協定（ITTA）の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に本部が置かれている国際熱帯木材機関（ITTO）事務局の運営費に充てられる義務的分担金である。 本分担金を通じて我が国は、違法伐採対策や持続可能な森林経営の促進等、地球規模の課題解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	91 (91)	106 (106)	106 (103)	106	302
⑬砂漠化対処条約拠出金（義務的拠出金）（平成7年度）	本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、締約国会議（COP）や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。 本拠出金を通じて、我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	100 (100)	89 (89)	94 (94)	78	303
⑭バーゼル条約拠出金（義務的拠出金）（平成5年度）	本拠出金は、条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の普及、締約国会議が決定する等の任務の遂行等の活動を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の国境を越える移動の規制強化やこれら廃棄物の環境上適正な処理及び国境を越える移動の削減に向けた交渉を行い、我が国の利益を確保している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	69 (69)	65 (65)	64 (64)	57	304
⑮野生動植物取引規制条約信託基金拠出金（義務的拠出金）（昭和55年度）	本拠出金は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金である。 同事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議（COP）の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1

	64 (64)	65 (65)	64 (64)	57	305
⑩水鳥湿地保全条約拠出金 (義務的拠出金) (平成2年度)	<p>本拠出金は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する同植物の保全並びに湿地の適正な利用及び促進を目的とする、ラムサール条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議 (COP) の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の国際的に重要な湿地の登録・管理、国別報告書のとりまとめの支援、③湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、気候変動や自然災害の緩和及び水資源の供給等を含む多くの生態系サービスをもたらす湿地の保全を通じて、我が国が地球規模で生物多様性や生態系の維持に積極的に取り組んでいるとの国際的評価を獲得している。</p>				2-1
	53 (53)	53 (53)	53 (53)	46	306
⑪オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金 (義務的拠出金) (平成2年度)	<p>本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、①締約国会合 (MOP) の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計及び公表、④その他 MOP が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、規制対象物質の特定、同物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				2-1
	61 (61)	60 (60)	56 (56)	50	307
⑫国際自然保護連合 (IUCN) 拠出金 (義務的拠出金) (平成7年度)	<p>本拠出金は、国際的な野生動植物の保護、自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各種勧告の採択、開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とする IUCN 事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、4年に1度開催される世界自然保護会議 (総会) において、一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認、IUCN の全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより、環境分野における国際的な規範作りを担っている。</p> <p>本拠出金を通じて、我が国は、国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて、自然・環境・天然資源の保全に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				2-1
	55 (55)	56 (56)	56 (56)	54	308
⑬ストックホルム条約 (POPs 条約) 拠出金 (義務的拠出金) (平成18年度)	<p>本拠出金は、毒性が強く、残留及び生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants: POPs) に対応することを目的とした「ストックホルム条約 (POPs 条約)」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議 (COP) 及び補助機関会合の準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任務及び COP が決定する任務の遂行等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて、我が国は、我が国の実情を反映させつつ、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与している。</p>				2-1

	これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
	46 (46)	42 (42)	41 (41)	37	309
⑳生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金) (平成17年度)	<p>本拠出金は、生物多様性条約に基づき、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(遺伝子組換え生物等)の安全な移送、取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、遺伝子組換え生物等の国境を越えた安全な移送、取扱い及び利用の分野における十分な水準の保護の確保に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				2-1
	42 (42)	42 (21)	37 (37)	29	312
㉑北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金(義務的拠出金) (平成8年度)	<p>本拠出金は、日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の活動を支援するための義務的拠出金である。NOWPAPの活動主体として指定された地域センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ごみ対策を実施している。</p> <p>NOWPAPの事務局機能を果たす地域調整部は、富山及び釜山(韓国)に置かれており、本拠出金を通じて我が国は政府間会合等の下での、日本海及び黄海における海洋環境の保護の取組に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				2-1
	30 (30)	31 (31)	30 (30)	30	313
㉒ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金(義務的拠出金) (平成17年度)	<p>本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、その情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議(COP)、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行、等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮しつつ、有害な化学物質の適正な管理に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				2-1
	32 (32)	35 (35)	34 (34)	30	314
㉓オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金(義務的拠出金) (平成2年度)	<p>本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、①締約国会議(COP)及びビューロー会合等関連会合の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営、COPが決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。</p>				2-1

	本拠出金を通じて我が国は、フロン等のオゾン層破壊物質から、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層の保護に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
		7 (7)	8 (8)	9 (9)	10 315
②④ 南極条約 (義務的拠出金) (平成 16 年度)	本拠出金は、南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり、我が国を含めた南極条約協議国 (29 か国) が負担している。南極事務局は、年 1 回、「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し、南極に係る喫緊の問題を議論し、必要な規範作りを行っている。また、南極基地の査察の報告等も行い、各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。 本拠出金を通じて我が国は、協議国の資格を保持し、会議への参加・交渉等により、南極における我が国の利益を確保するとともに、南極観測の円滑化に貢献する。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1 316
		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 316
②⑤ 国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 62 年度)	本拠出金は、熱帯木材生産国における持続可能な森林経営等を支援するためのプロジェクト実施に係る任意拠出金である。 熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ、我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1 337
		0 (0)	0 (0)	246 (246)	15 337
②⑥ 国際連合環境計画 (UNEP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 48 年度)	UNEP は、地球規模の環境問題に対処する国連における唯一の機関であり、環境分野での国際協力を促進するための政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示、国連システム内の政策実施報告の査収、科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内・国際の環境政策が及ぼす影響のレビューといった活動を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、UNEP 事務局の運営を支え、二年ごとの国連環境総会に代表される各種会合で採択された決議に基づき、多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進、地球環境のモニタリング、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1 338
		106 (106)	219 (219)	706 (706)	24 338
②⑦ 国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術センター 拠出金 (任意拠出金) (平成 3 年度)	国際環境技術センター (IETC) は、UNEP 管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には、国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化等の活動を行っている。 本拠出金を通じて我が国は、大阪に事務所を置く IETC が実施する廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1 341
		28 (28)	27 (27)	121 (121)	30 341
②⑧ 多数国間環境条約遵守実施支援拠出金 (旧 ハイレベ	本拠出金は、多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するため各条約事務局及び国際機関等からの要請等も考慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等				2-1

ル政治フォーラム 拠出金 (任意拠出金) (平成 13 年度)	に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 264 579 331">14 (14)</td> <td data-bbox="587 264 794 331">14 (13)</td> <td data-bbox="802 264 1010 331">8 (8)</td> <td data-bbox="1018 264 1313 331">6</td> </tr> </table>	14 (14)	14 (13)	8 (8)	6	346
14 (14)	14 (13)	8 (8)	6			
⑳ オゾン層保護基金拠出金 (義務的拠出金) (平成 3 年度)	本拠出金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け、オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質 (ODS) の生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金である。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。 本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進、また先進締約国が持つ ODS 削減技術のうち適用可能なものを開発途上国に普及させることによる、より効果的かつ効率的な ODS 対策の実現に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。	2-1				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 510 579 813">2,761 (2,761)</td> <td data-bbox="587 510 794 813">2,596 (2,596)</td> <td data-bbox="802 510 1010 813">2,622 (2,622)</td> <td data-bbox="1018 510 1313 813">2,612</td> </tr> </table>	2,761 (2,761)	2,596 (2,596)	2,622 (2,622)	2,612	355
2,761 (2,761)	2,596 (2,596)	2,622 (2,622)	2,612			
㉑ 生物多様性条約名古屋議定書 拠出金 (義務的拠出金) (平成 27 年度)	本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合 (MOP) の準備、議定書・MOP により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これをもって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。	2-1				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 1249 579 1317">19 (19)</td> <td data-bbox="587 1249 794 1317">27 (27)</td> <td data-bbox="802 1249 1010 1317">28 (28)</td> <td data-bbox="1018 1249 1313 1317">31</td> </tr> </table>	19 (19)	27 (27)	28 (28)	31	364
19 (19)	27 (27)	28 (28)	31			
㉒ 水俣条約拠出金 (義務的拠出金) (平成 27 年度)	本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。水俣条約は平成 29 年 8 月に発効し、同年 9 月に第 1 回締約国会議 (COP 1) が開催され、同条約の事務局が正式に発足した。同事務局は、COP の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の国際機関との協力等の業務を実施することとなっている。また、各国の年間拠出額は、平成 31 年までは毎年、それ以降は隔年で開催される締約国会議において、財政規則に基づいて決定される。 本拠出金を通じて我が国は、水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。	2-1				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 1753 579 1832">33 (0)</td> <td data-bbox="587 1753 794 1832">34 (19)</td> <td data-bbox="802 1753 1010 1832">18 (18)</td> <td data-bbox="1018 1753 1313 1832">18</td> </tr> </table>	33 (0)	34 (19)	18 (18)	18	365
33 (0)	34 (19)	18 (18)	18			
㉓ 後発開発途上国基金 (LDCF) 拠出金 (平成 13 年度)	後発開発途上国 (LDCs) の気候変動対策のうち、特にニーズが高まっている適応 (気候変動の悪影響への対応策) に特化して支援する基金。 途上国が気候変動に対する対応能力を高め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢献する。これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。	2-2				

	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	373	
③③ 透明性向上のためのキャパシティブルディング・イニシアティブ 信託基金 (CBIT) 拠出金 (任意拠出金) (平成 29 年度)	<p>気候変動に対する「行動及び支援に関する強化された透明性の枠組み」の実効性を確保するため、開発途上国を対象に、組織、技術の両面から能力強化支援を行うイニシアティブ。</p> <p>パリ協定の実効性を確保する上で、途上国が、自国で実施する気候変動対策及び支援に係わる実績を的確に把握・報告出来る体制・能力を構築することに貢献する。これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。</p>					2-2
	183 (183)	0 (0)	0 (0)	0	376	
③④ 気候技術センター・ネットワーク (CTCN) 拠出金 (任意拠出金) (令和元年度)	<p>CTCN は、国連気候変動枠組み条約の下に設置された技術メカニズムの担い手として、途上国からの要請に基づく技術支援の提供等を実施している。</p> <p>本拠出金は、途上国のうちでも特に気候変動が喫緊の課題となっている地域を主な対象に、気候技術を紹介するワークショップの開催や、関係者間のネットワーキング、計画策定支援等の技術移転プログラムの形成促進等に資する支援を行う。これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。</p>					2-2
	—	—	200 (200)	0	388	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。